

(参考 1 : 平成 18 年度のフロン類破壊量等の集計結果)

(単位 k g)

		C F C	H C F C	H F C	合計
破壊業者の年度当初の保管量		10,529	34,325	4,805	49,659
引 取 量	第 1 種 (業務用冷凍空調機器)	337,005	1,839,903	252,762	2,429,670
	第 2 種 (カーエアコン)	252,226	0	520,413	772,639
	合計	589,232	1,839,903	773,174	3,202,309
破壊した量		589,699	1,821,499	772,483	3,183,680
年度末の保管量		10,062	52,729	5,496	68,287

※小数点未満を四捨五入したため、表中の数値の和は必ずしも合計欄の値に一致しない。

(参考 2 : 回収量集計の予定)

今後、第一種フロン類回収業者 (業務用冷凍空調機器関係) からの平成 19 年度におけるフロン類の回収量等の報告が都道府県知事等によって集計され、主務大臣 (経済産業大臣及び環境大臣) あてに 7 月末までに通知されることとなっており、これを取りまとめて、秋頃に公表する予定である。

(参考 3 : 破壊量集計の法的根拠)

平成 14 年より施行されたフロン回収・破壊法に基づき、第一種特定製品 (業務用冷凍空調機器) と第二種特定製品 (カーエアコン) について、機器の廃棄時のフロン類の回収・破壊が義務付けられている。第二種特定製品 (カーエアコン) については、平成 17 年から使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき冷媒フロン類の回収が行われているが、破壊はフロン回収・破壊法に基づくフロン類破壊業者によって行われている。

フロン回収・破壊法においては、フロン類破壊業者は毎年度、年度終了後 45 日以内に、前年度に破壊した量等を主務大臣に報告しなければならないとされており (第 34 条第 3 項)、また、主務大臣は、この報告等に関する情報を整理して、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の状況等の情報を公表するものとされている (第 46 条)。

なお、平成 20 年 3 月 31 日現在で、75 の破壊業者が主務大臣により許可を受けている。

(参考 4 : フロン回収・破壊法関係条文)

第三十四条第三項 フロン類破壊業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、毎年度、前年度において破壊した量その他の主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

第四十六条 主務大臣は、第二十二条第三項の規定による通知又は第三十四条第三項の規定による報告に係る事項その他この法律の規定により収集された情報を整理して、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の状況その他のフロン類に関する情報を公表するものとする。